

政令第百三十号

職員の退職管理に関する政令の一部を改正する政令
内閣は、国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）第六十六条の四第一項及び第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

職員の退職管理に関する政令（平成二十年政令第百八十九号）の一部を次のように改正する。
第十二条第二号中「総括審議官」の下に、「公文書監理官」を加え、同号ヲを同号リとし、同号トを削り、同号ヘを同号チとし、同号ホ中、「審議官」の下に、「公文書監理官」を加え、同号ホを同号トとし、同号ニを同号ヘとし、同号ハ中「総括整理する職」の下に「又は同法第六十三条第四項前段に規定する総括整理する職」を加え、同号ハを同号ホとし、同号ロ中「置かれる」の下に「総括審議官、公文書監理官」を加え、同号ロを同号ニとし、同号イの次に次のように加える。
ロ 内閣官房の内閣総務官室に置かれる公文書監理官
ハ 内閣法制局設置法施行令（昭和二十七年政令第百九十号）第六条の二第一項に規定する公文書監理官
文書監理官
第十二条第三号ロを削り、同号ハを同号ロとする。
第十三条第一項第二号中「内閣参事官」の下に「並びに内閣官房の内閣総務官室に置かれる公文書監理官」を加え、同項第三号中「昭和二十七年政令第百九十号」を削り、「及び同令」を「並びに同令」に改め、調査官」の下に「及び公文書監理官」を加え、同項第四号中「審議官」の下に「公文書監理官」を加え、同項第五号中「室長並びに」を「室長」に改め、「規定する職」の下に「同法第六十三条第一項に規定する課長、同条第三項に規定する次長並びに同条第四項に規定する職」を加え、同項第七号イ中「審議官」の下に「公文書監理官」を加え、同項第九号中「内閣府設置法第六十三条第一項に規定する課長、同条第三項に規定する次長、同条第四項に規定する職及び」を削り、同項第十二号イ中「総括審議官」の下に「公文書監理官」を加え、同項第十四号中「独立行政法人統計センターに置かれる」の下に「経営審議役及び独立行政法人統計センターに置かれる」を加える。

附則
この政令は、平成三十一年四月一日から施行する。
内閣総理大臣 安倍 晋三

児童福祉法施行令及び地方自治法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

平成三十一年三月三十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第百三十一号

児童福祉法施行令及び地方自治法施行令の一部を改正する政令

内閣は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十九年法律第二十五号）の一部の施行に伴い、並びに児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第十三条第二項並びに地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項及び第二百五十二条の二十二第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

（児童福祉法施行令の一部改正）

第一条 児童福祉法施行令（昭和二十三年政令第七十四号）の一部を次のように改正する。
第三条第一項中「各児童相談所につき」を削り、「第一号に掲げる数と第二号に掲げる数と」を「次の各号に掲げる業務を行う児童福祉司の数として当該各号に掲げる数」に改め、同項各号を次のように改める。

一 次号及び第三号に掲げる業務以外の業務 イ及びロに掲げる数を合計した数
イ 各児童相談所の管轄区域における人口（最近の国勢調査の結果によるものとする。ロ(2)において同じ。）を三万で除して得た数（その数に満たない端数があるときは、これを一に切り上げる。）を合計した数
ロ 各児童相談所につき、(1)に掲げる件数から(2)に掲げる件数を控除して得た件数（その件数が零を下回るときは、零とする。）を四十で除して得た数（その数に満たない端数があるときは、これを一に切り上げる。）を合計した数

(1) 当該年度の前々年度において当該児童相談所が児童虐待（児童虐待の防止等に関する法律（平成十二年法律第八十二号）第二条に規定する児童虐待をいう。(2)において同じ。）に係る相談に応じた件数
(2) 当該年度の前々年度において全国の児童相談所が応じた児童虐待に係る相談の全国の人

口一人当たりの件数として厚生労働省令で定める数に当該児童相談所の管轄区域における人口を乗じて得た件数

二 法第十一条第一項第二号へに規定する里親に関する業務 当該都道府県が設置する児童相談所の数

三 法第十一条第一項第一号の規定による市町村相互間の連絡調整等、同項第三号の規定による広域的な対応が必要な業務、法第十四条第二項の規定による担当区域内の児童に関する状況の通知及び意見の申出その他児童相談所の管轄区域内における関係機関との連絡調整 都道府県の区域内の市町村（特別区を含む、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）及び法第五十九条の四第一項の児童相談所設置市（以下「児童相談所設置市」という。）を除く。）の数を三十で除して得た数（その数に満たない端数があるときは、これを一に切り上げる。）
第二十七条の十二の表第二十一条の五の二十六第二項第三号の項中「第二十一条の五の二十六第二項第三号」を「第二十一条の五の二十六第二項第四号」に改める。

第四十四条の七中「昭和二十二年法律第六十七号」を削る。
第四十五条第一項中「地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）を「指定都市」に改める。

第四十五条の三第一項中「法第五十九条の四第一項の児童相談所設置市（以下「児童相談所設置市」という。）において、同項」を「児童相談所設置市において、法第五十九条の四第一項」に改め、同条第八項中「又は指定都市」、「指定都市」及び「中」「指定都市」の下に「若しくは中核市」を、「にかかわらず」との下に、「第三条第一項中「次の各号」とあるのは「第一号及び第二号」とを加える。

（地方自治法施行令の一部改正）

第二条 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）の一部を次のように改正する。

第七十四条の二十六第一項中「第七十四条の四十九の二第一項第五号」を「第七十四条の四十九の二第一項第六号」に、「第七十四条の四十九の二第一項第六号」を「第七十四条の四十九の二第一項第七号」に、「指定試験機関をいう。第七十四条の四十九の二」を「指定試験機関をいう。第七十四条の四十九の二第一項第十号」に、「保育士をいう。第七十四条の四十九の二」を「保育士をいう。第七十四条の四十九の二第一項第十一号」に改め、「障害児通所支援事業等（第八項）及び「児童自立生活援助事業（第八項）の下に「及び第七十四条の四十九の二第一項第二十号」を加え、「同法第六條の三第八項」に改め、「小規模住居型児童養育事業（第八項）の下に「及び第七十四条の四十九の二第一項第二十号」を、「一時預かり事業（第八項）の

下に「及び第百七十四条の四十九の第二項第二十一号」を、「病児保育事業（第八項）の下に「及び第百七十四条の四十九の第二項第二十二号」を加え、同条第七項中「中「指定都市」の下に「若しくは中核市」を、「児童福祉法施行令」の下に「第三条第一項第三号の規定による広域的な対応が必要な業務、法」とあるのは「法」と、「都道府県の区域内の市町村（特別区を含み、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）及び法第五十九条の四第一項の児童相談所設置市（以下「児童相談所設置市」という。）を除く。）の数を三十で除して得た数（その数に満たない端数があるときは、これを二に切り上げる。）とあるのは「二」と、同令」を加える。

第百七十四条の三十三第三項中「中「指定都市」の下に「若しくは中核市」を」と、指定都市」の下に「又は中核市」を、「又は指定都市」の下に「若しくは中核市」を加える。

第百七十四条の四十九の第二項第十二号中「第二章第二節第一款及び第二款」を「第二十一条の五の十」に、「同法第二十一条の五の三第一項に規定する指定障害児通所支援事業者の指定等」を「協力その他市町村に対する必要な援助及び同法第二十一条の五の二十一第一項の規定による都道府県知事による連絡調整又は援助」に改め、同項第十八号中「受理等」の下に「同法第二十一条の五の三第一項に規定する指定通所支援に係るもの及び」を加え、「の事業」を削り、「及び」を「又は」に改め、同項第二十号中「第三十四条の三及び」を削り、「を」を「並びに障害児通所支援事業等（中核市が行うものに限る。）を、児童自立生活援助事業又は小規模住居型児童養育事業に係る同法」に、「並びに」を「及び」に改め、同項第二十一号中「児童福祉法第六條の三第七項に規定する」を削り、「同法」を「児童福祉法」に改め、同項第二十二号中「児童福祉法第六條の三第十三項に規定する」を削り、「同法」を「児童福祉法」に改め、同項第二十七号中「並びに」を「及び」に改め、同条第二項中「支給」との下に、「同法第二十一条の五の十五第一項（同法第二十一条の五の十六第四項において準用する場合を含む。）中」とに行う」とあるのは「ごとに行う」。この場合において、中核市の市長は、当該指定が次項に規定する特定障害児通所支援に係るものであるときは、あらかじめ、都道府県知事の同意を得なければならない」と、同法第二十一条の五の十七第五項中「ものは」とあるのは「ものから」と、又は同法とあるのは「について同法第七十八条の五第二項の規定による事業の廃止若しくは休止の届出があつたとき、又は同法と」を廃止し、又は休止しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、その廃止又は休止の日の一月前までに、その旨を当該指定を行った都道府県知事に届け出なければならない。この場合において、当該」とあるのは「について同法第十五条の十五第二項の規定による事業の廃止若しくは休止」と、同法第二十一条の五の二十七第二項中「指定都市若しくは中核市の市長」とあるのは「都道府県知事」と、同条第三項及び第四項中「指定都市若しくは中核市の市長」とあるのは「都道府県知事」と、同法第二十一条の五の二十八第五項中「指定都市若しくは中核市の市長」とあるのは「都道府県知事」と、「関係都道府県知事」とあるのは「関係中核市の市長」と、同法第三十三條の十八第一項中「指定障害児相談支援事業者並びに指定障害児入所施設等の設置者」とあるのは「指定障害児相談支援事業者」と、「指定障害児相談支援又は指定入所支援」とあるのは「又は指定障害児相談支援」と、同条第六項中「指定障害児通所支援事業者又は指定障害児入所施設の設置者」とあるのは「指定障害児通所支援事業者」と、当該指定障害児通所支援事業者又は指定障害児入所施設」とあるのは「当該指定障害児通所支援事業者」と、同法第三十四條の三第二項から第四項までの規定中「及び都道府県」とあるのは、「都道府県及び中核市」と、同法第三十四條の五第一項中、「児童自立生活援助事業若しくは小規模住居型児童養育事業を行う者」とあり、及び同法第三十四條の六中、「児童自立生活援助事業又は小規模住居型児童養育事業を行う者」とあるのは「を行う者（都道府県を除く。）」と」を加え、「同法第三十三條の十八第一項中「指定障害児通所支援事業者及び指定障害児相談支援事業者並びに指定障害児入所施設等の設置者」とあるのは「指定障害児相談支援事業者」と、「指定通所支援、指定障害児相談支援又は指定入所支援」とあるのは「指定障害児相談支援」と」を削る。

第百七十四条の四十九の十一の第三項中、「同法第七十二条の第五項中「から」とあるのは「（以下この項において「共生型居宅サービス事業者」という。）は」と、「について同法第二十一条の五の二十四項の規定による事業の廃止若しくは休止の届出があつたとき又は」を廃止し、又は休止しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、その廃止又は休止の日の一月前までに、その旨を当該指定を行った中核市の市長に届け出なければならないものとし、当該届出があつたときは、当該指定に係る指定居宅サービスの事業について、第七十五条第二項の規定による事業の廃止又は休止の届出があつたものとみなす。共生型居宅サービス事業者から」と、「若しくは休止の届出があつたとき」とあるのは「又は休止の届出があつたとき」とを削り、「（以下この項において「共生型地域密着型サービス事業者」という。）は」と「から」に改め、「第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービスの事業（当該指定に係る事業所において行うものに限る。）を廃止し」と、「を」を「について同法第二十一条の五の二十四項の規定による事業の廃止若しくは休止の届出があつたとき、又は障害者総合支援法」と、を廃止し、又は休止しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、その廃止又は休止の日の一月前までに、その旨を当該指定を行った市町村長に届け出なければならない」と、「届出があつたとき」とあるのは「ならないものとし、当該届出があつたときは、当該指定に係る指定地域密着型サービスの事業について、第七十八条の五第二項の規定による事業の廃止又は休止の届出があつたものとみなす。

共生型地域密着型サービス事業者から障害者総合支援法第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービスの事業（当該指定に係る事業所において行うものに限る。）を」とあるのは「に」、「廃止又は休止の届出があつたときも」を「廃止若しくは休止の」に改め、「同法第十五条の二の二第五項中「から」とあるのは「（以下この項において「共生型介護予防サービス事業者」という。）は」と、「について同法第二十一条の五の二十四項の規定による事業の廃止若しくは休止の届出があつたとき又は」を廃止し、又は休止しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、その廃止又は休止の日の一月前までに、その旨を当該指定を行った中核市の市長に届け出なければならないものとし、当該届出があつたときは、当該指定に係る指定介護予防サービスの事業について、第百十五条の五第二項の規定による事業の廃止又は休止の届出があつたものとみなす。共生型介護予防サービス事業者から」と、「若しくは休止の届出があつたとき」とあるのは「又は休止の届出があつたとき」とを削り、「（以下この項において「共生型地域密着型介護予防サービス事業者」という。）は」と「から」に「届出があつたとき」とあるのは「ならないものとし、当該届出があつたときは、当該指定に係る指定地域密着型介護予防サービスの事業について、第百十五条の十五第二項の規定による事業の廃止又は休止の届出があつたものとみなす。共生型地域密着型介護予防サービス事業者から障害者総合支援法第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービスの事業（当該指定に係る事業所において行うものに限る。）を」とあるのは「に」に改める。

第百七十四条の四十九の十二第二項中「第四十一条の各号のいずれか」とあるのは、「第二号若しくは第三号の届出があつたとき、又は介護保険法第四十二条の二第一項に規定する指定地域密着型サービスの事業（当該指定に係るサービス事業者において行うものに限る。）を」と、「第四十一条の二第五項中「ものは」とあるのは「ものから」と、「又は同法」とあるのは「若しくは同法第五十四条の二第一項に規定する指定地域密着型介護予防サービスの事業（当該指定に係るサービス事業者において行うものに限る。）を」と、「を」を「又は同法」とを廃止し、又は休止しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、その廃止又は休止の日の一月前までに、その旨を当該指定を行った都道府県知事に届け出なければならない。この場合において、当該」とあるのは「に」、「休止」と、同条第五項中「介護保険法第四十二条の二第一項に規定する指定地域密着型サービス（当該指定に係るサービス事業者において行うものに限る。）又は同法第五十四条の二第二項に規定する指定地域密着型介護予防サービス」とあるのは「児童福祉法第二十一条の五の三第二項に規定する指定通所支援」を「休止の」に改め、「これ」と」の下に、「同法第五十一条

の三第二項及び第五十一条の四第五項中「指定都市若しくは中核市の長」とあるのは「都道府県知事」と、「関係都道府県知事」とあるのは「関係中核市の市長」と、同法第五十一条の三第三項及び第四項並びに第五十一条の三第二第三項中「指定都市若しくは中核市の長」とあるのは「都道府県知事」と、同条第二項中「厚生労働大臣」とあるのは「次条第五項」と、「関係都道府県知事」と、「以下この項及び次条第五項」とあるのは「次条第五項」と、「関係都道府県知事」とあるのは「関係中核市の市長」と、「都道府県知事が前項の権限を行うときは関係市町村長と、指定都市又は中核市の長が同項の権限を行うときは関係都道府県知事と密接な」とあるのは「密接な」と、同条第四項中「都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長」とあるのは「又は都道府県知事」と、同法第五十一条の三第三第五項中「都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長」とあるのは「又は都道府県知事」と、「関係都道府県知事」とあるのは「関係中核市の市長」とを加える。

附則

(施行期日)

第一条 この政令は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、附則第三条の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 この政令の施行の日（以下「施行日」という）から平成三十四年三月三十一日までの間は、第一条の規定による改正後の児童福祉法施行令（以下この項において「新児童福祉法施行令」という。）第三條第一項（新児童福祉法施行令第四十五條の三第八項及び第二條の規定による改正後の地方自治法施行令（次項において「新地方自治法施行令」という。）第七十四條の二十六第七項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下同じ。）の規定による基準を標準として定める数の児童福祉司を確保することが困難な事情があると厚生労働大臣が認める都道府県、地方自治法第二百五十二條の十九第一項の指定都市又は児童福祉法第五十九條の四第一項の児童相談所設置市は、新児童福祉法施行令第三條第一項の規定にかかわらず、第一条の規定による改正前の児童福祉法施行令第三條第一項の規定による基準を標準として児童福祉司の数を定めることができる。

2 施行日前に児童福祉法の規定により都道府県知事がした処分その他の行為がこの政令の施行の際現にその効力を有するもの又は施行日前に同法の規定により都道府県知事に対してされた申請その他の行為で、施行日以後において新地方自治法施行令第七十四條の四十九の二の規定により読み替えて適用する児童福祉法（以下「読替え後の児童福祉法」という。）の規定により地方自治法第二百五十二條の二十二第一項の中核市（以下この条において「中核市」という。）の長が処理し、又は管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後においては、読替え後の児童福祉法の規定により中核市の長がした処分その他の行為又は中核市の長に対してされた申請その他の行為とみなす。

3 施行日前に児童福祉法の規定により都道府県知事に対して報告その他の手続をしなければならない事項であつて、その手続がされていないものうち、施行日以後において読替え後の児童福祉法の規定により中核市の長に対してするべきこととなるものについては、施行日以後においては、読替え後の児童福祉法の規定により中核市の長に対して報告その他の手続をしなければならない事項であつてその手続がされていないものとみなす。

4 施行日から起算して一年を超えない期間内において、読替え後の児童福祉法第二十一条の五の四第一項第二号の規定に基づく中核市の条例、読替え後の児童福祉法第二十一条の五の十五第三項第一号（読替え後の児童福祉法第二十一条の五の十六第四項及び第二十一条の五の二十第五項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定に基づく中核市の条例、読替え後の児童福祉法第二十一条の五の十七第一項各号の規定に基づく中核市の条例が制定施行されるまでの間は、当該中核市の属する都道府県が児童福祉法第二十一条の五の四第一項第二号の規定に基づき条例で定める基

準、同法第二十一条の五の十五第三項第一号（同法第二十一条の五の十六第四項及び第二十一条の五の二十第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づく条例で定める基準、同法第二十一条の五の十七第一項各号の規定に基づく条例で定める基準又は同法第二十一条の五の十九第一項若しくは第二項の規定に基づく条例で定める基準は、当該中核市が読替え後の児童福祉法第二十一条の五の四第一項第二号の規定に基づく条例で定める基準、読替え後の児童福祉法第二十一条の五の十五第三項第一号の規定に基づく条例で定める基準、読替え後の児童福祉法第二十一条の五の十七第一項各号の規定に基づく条例で定める基準又は読替え後の児童福祉法第二十一条の五の十九第一項若しくは第二項の規定に基づく条例で定める基準とみなす。

(準備行為)

第三条 読替え後の児童福祉法第二十一条の五の四第一項第二号、読替え後の児童福祉法第二十一条の五の十五第三項第一号、読替え後の児童福祉法第二十一条の五の十七第一項各号又は読替え後の児童福祉法第二十一条の五の十九第一項若しくは第二項の規定の施行のために必要な条例の制定又は改正その他の行為は、施行日前においても行うことができる。

総務大臣 石田 真敏
厚生労働大臣 根本 匠
内閣総理大臣 安倍 晋三

奄美群島振興開発特別措置法及び小笠原諸島振興開発特別措置法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令をここに公布する。

御名 御璽

平成三十一年三月三十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第三百三十二号

奄美群島振興開発特別措置法及び小笠原諸島振興開発特別措置法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令

内閣は、奄美群島振興開発特別措置法及び小笠原諸島振興開発特別措置法の一部を改正する法律（平成三十一年法律第八号）の施行に伴い、国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第七條第四項及び第五項並びに第二十一条第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

(総務省組織令の一部改正)

第一条 総務省組織令（平成十二年政令第二百四十六号）の一部を次のように改正する。
附則第三条第三項の表平成三十一年三月三十一日の項を削り、同表平成三十五年三月三十一日の項の次に次のように加える。

平成三十六年三月三十一日	奄美群島（奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第百八十九号）第一条に規定する奄美群島をいう）の振興及び開発に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。
--------------	--

(財務省組織令の一部改正)

第二条 財務省組織令（平成十二年政令第二百五十号）の一部を次のように改正する。
附則第二条第二項及び第四条中「平成三十一年三月三十一日」を「平成三十六年三月三十一日」に改める。